

# 令和4年度川越市障害者支援施設等の整備方針について

令和3年4月13日  
川越市福祉部障害者福祉課

## 1 整備方針

令和4年度川越市障害者支援施設等の整備方針について、次のとおり定める。

### (1) 最も優先的に行う整備事業

#### ①災害等を考慮した障害者支援施設及び共同生活援助（グループホーム）の移転

洪水浸水想定区域（水防法第十四条）及び地すべり防止区域（地すべり等防止法第三条）等危険区域に所在する施設で、水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行前に事業を開始した障害者支援施設及び共同生活援助（グループホーム）の移転を促進する。

### (2) 優先的に行う整備事業

#### ① 重度重複障害者や医療的ケアを必要とする障害者が利用できる生活介護事業所の整備促進

重度重複障害者や医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場の確保の必要性が高いことから、重度重複障害者や医療的ケアを必要とする障害者が利用できる生活介護事業所の整備を促進する。

#### ② 相談支援事業所の整備促進

計画相談支援を適切に実施していくための相談支援専門員が不足しており、相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所の整備を促進する。

#### ③ 重度重複障害者や医療的ケアを必要とする障害者が利用できるグループホーム及び短期入所の整備促進

重度重複障害者や医療的ケアを必要とする障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり及び障害者支援施設の入所者の地域移行の推進の観点から重度の障害者が利用できるグループホームの整備を促進する。また、在宅の障害者の短期入所のニーズが高いことから、短期入所を併設するグループホームの整備を優先する。

#### ④ 耐震化整備及びブロック塀の除却の促進

令和3年3月に策定された「川越市国土強靱化地域計画」に基づき、施設の防災・減災

の観点から、建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備を促進する。また、安全性に問題のあるブロック塀等の改修整備を促進する。

#### ⑤ 防災体制の強化

令和3年3月に策定された「川越市国土強靱化地域計画」に基づき、災害発生時の入所者の安全を確保するため、災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設における非常用自家発電設備の整備を促進する。また、災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設における非常用受水槽等の給水設備の整備を促進する。

### **(2) 川越市障害者福祉施設等施設整備費市費補助金の事業計画については、次の点に留意すること。**

- (1) 申請を行う補助対象事業者は、本件補助事業で整備される施設を運営する法人（法人設立を伴う場合は設立準備委員会も可）とすること。
- (2) 施設整備費補助金に係る事業計画は、原則として補助金の内示（例年では整備年度の7月ごろ）から令和5年3月31日までに補助事業が完了するものであること。
- (3) 創設により整備する施設については、川越市在住の利用者の受け入れに努めること
- (4) 協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。
- (5) 補助を受けて整備する施設について、設置主体の名称等を公表するものであること。
- (6) 補助により整備した施設等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき処分制限がかかることを踏まえた上で申請すること。
- (7) 事前に必ず施設の必要性、具体的な需要の把握（整備予定のサービスに係る障害者の需要を把握する調査等）を行うこと。
- (8) 令和4年度事業の詳細が国より示されていないことから、今後、整備基準や単価等の内容が変更となる場合があるので承知のこと。
- (9) 施設の整備及び運営が円滑に行われるよう、近隣住民や地元自治会へ説明を行うこと。
- (10) 事業実施に直接必要な土地は、土地登記の全部事項証明書により権利関係を確認し、抵当権等、事業実施に支障が生じるおそれのある権利は事前に抹消すること。
- (11) 市の審査で適当と認められた案件であっても国及び市の予算状況によっては、市の審査で適当と認められた案件であっても補助事業として採択されない場合や減額して採択される場合があることをあらかじめ了承すること。